

事務連絡
令和4年12月5日

各社会福祉施設等管理者 様

高知県子ども・福祉政策部長寿社会課
高知県子ども・福祉政策部障害福祉課
高知県子ども・福祉政策部子ども家庭課

集中的実施計画による検査の実施について

集中的実施計画に基づく集中検査の実施について、検査実施期間中に使用いただく抗原定性検査キットを配送します。各施設・事業所におかれましては下記を確認のうえ、検査の実施をお願いします。

記

1 検査実施期間

令和4年12月5日（月）から令和5年2月28日（火）まで（予定）

入所施設については週に3回、通所・訪問施設については勤務状況に応じて週2回から3回の実施をお願いします。

※週に1度の勤務の方は1回、2度の方は2回の実施で結構です。

※曜日の指定は行いませんので、従業員の出勤状況を勘案し実施してください。

2 検査対象

施設、事業所に勤務する従業者

※職種や勤務形態による制限はありません。また、新規入所者等も施設の判断で対象として差し支えありません。

※検査対象者の増減により検査キットの過不足が生じた場合は、下記の「6 問い合わせ先」へお問い合わせください。

3 検査キット使用方法

別紙「SARS コロナウイルス抗原キット『GLINE-2019-nCoV Agキット』使用方法」のとおり。

4 検査キット保管方法

保管に際しては、2℃から30℃までの温度管理が必要ですので、適切に保管いただきますようお願いいたします。

5 実施報告

検査実施後は毎週（月曜日から日曜日までを1週とします）、検査結果の報告が必要です。翌週の月曜日に高知県電子申請システム（https://s-kantan.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=4500）にて報告を行ってください。

なお、報告に関する留意事項は高知県電子申請システムの説明欄に記載しています。

6 問い合わせ先

抗原定性検査キット配送等業務 事務局

電話番号：088-865-2290

電子メール：nittsu-kcz-tak@nipponexpress.com

(午前9時から午後5時まで(土日祝日及び年末年始の休日を除く。))

7 その他

○本集中検査を含め、簡易検査で陽性となった場合は速やかに主治医又は協力医療機関等にご相談いただき、医師による診断を受けるようお願いいたします(医師による保健所への発生届出が必要です)。

○救急搬送の要請を行うかどうか迷われる場合には、まずは「高知家の救急医療電話」をご活用いただきますようお願いいたします。

(1) 365日24時間対応(無料電話)

#7119

(2) ダイヤル回線・IP電話の場合(有料電話)

088-823-9922

○利用者や従業者に感染が発生した場合

主治医又は協力医療機関等にご相談いただき、利用者の重症化を防止するための薬剤の投与等迅速な対応をお願いいたします。

○検査実施期間中に使用しなかった検査キットについては県へ返却いただくことになりますので、予めご承知おきください。